

公益社団法人神奈川県芸術舞踊協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人神奈川県芸術舞踊協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市鶴見区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、バレエ及びモダンダンスの公演等を行い、芸術舞踊の普及向上を図り、もって芸術文化の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 芸術舞踊の公演
- (2) 芸術舞踊に関する研修会及び講演会の開催
- (3) 芸術舞踊に関する調査研究及び資料の収集並びに資料提供
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2. 前項の事業については、神奈川県において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は法人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を援助する個人又は団体
- (3) 名誉会員 この法人に特に功労のあった個人で理事会で推薦し、会員総会において決議されたもの

2. 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の正会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の正会員になろうとする者は、次の入会金を納入しなければならない。

入会金 10,000円

2. この法人の正会員及び賛助会員は、次の会費を納入しなければならない。

(1) 正会員 年額10,000円

(2) 賛助会員 年額一口 10,000円

3. 既納の入会金及び会費は、いかなる理由があっても返還しない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別途定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の決議により除名することができる。

(1) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為があったとき。

(2) この定款その他の規則に違反したとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 会費を2年以上滞納したとき。

(2) 総会員が同意したとき。

(3) 会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 会員総会

(構成)

第11条 会員総会は、第5条第1項第1号の正会員をもって構成する。

2. 前項の会員総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第12条 会員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (7) 事業報告に関する事項
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(会員総会の開催)

第13条 会員総会は、定時会員総会として毎年度5月に1回開催するほか、臨時会員総会として3月及び必要があるときに開催する。

(会員総会の招集)

第14条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合は除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2. 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。
3. 会員総会を招集するには、正会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の2週間前までに文書をもって通知しなければならない。

(会員総会の議長)

第15条 会員総会の議長は、当該会員総会において出席正会員の互選で定める。

(議決権)

第16条 会員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(会員総会の決議)

第17条 会員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 理事及び監事の解任
- (2) 会員の除名
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3. 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

(正会員への通知)

第18条 会員総会の議事の要領及び決議した事項は、全正会員に通知する。

(会員総会の議事録)

第19条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2. 議長及び出席正会員のうちからその会員総会において選出された議事録署名人2人以上が、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員、名誉会長及び相談役

(役員を設置)

第20条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 13名以上15名以内（うち、会長1名及び副会長2名とする。）
- (2) 監事 2名又は3名

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、会員総会で選任し、会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

2. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
3. 第1項の会長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員構成)

第 22 条 この法人の理事のうちには、理事のいずれか 1 名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

2. この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

（理事の職務及び権限）

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務を執行する。

2. 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
3. 副会長は、会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

（監事の職務及び権限）

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

第 25 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

2. 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。
3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。
4. 理事または監事は、第 20 条で定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

第 26 条 理事及び監事は、会員総会の決議によって解任することができる。

（役員報酬等）

第 27 条 理事及び監事に対して、会員総会において定める総額の範囲内で、会員総会において

別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(名誉会長及び相談役)

第 28 条 この法人には、任意の機関として名誉会長及び相談役を置くことができる。

2. 名誉会長は、理事会の推薦により、会員総会の決議を経て会長が委嘱する。
3. 名誉会長は、会長の要請により、理事会に出席し、意見を述べることができる。
4. 相談役は、理事会の推薦により、会長が委属する。
5. 相談役は、特定事項について理事会の諮問に応じ、理事会に出席し、意見を述べることができる。
6. 第 2 項から前項までに定めるもののほか、名誉会長及び相談役に関し必要な事項は、会員総会の決議を経て会長が定める。

第 6 章 理事会

(構成)

第 29 条 この法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 30 条 理事会は次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職

(理事会の招集)

第 31 条 理事会は、会長が招集する。

2. 会長が欠けた時又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
3. 理事会を招集するには、各理事及び監事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の 10 日前までに文書をもって通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 32 条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(理事会の決議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事の 3 分の 2 以上の者が出席し、出席理事の過半数をもって行う。

(理事会の議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長及び出席した理事のうちから 2 名が、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 35 条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) この法人の設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 寄付金品
- (6) その他の収入

(資産の管理・運用)

第 36 条 この法人の資産は、会長が管理し、理事会の決議を経て、確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に替えて、会長が保管する。

(長期借入金)

第 37 条 この法人が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の決議を経なければならない。

(事業年度)

第 38 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 39 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て会員総会で報告しなければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第 40 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時会員総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類については、その内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書
- (6) 財産目録

2. 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 41 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 2 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 42 条 この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 43 条 この法人は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 44 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場

合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、会員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第45条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人若しくは国又は地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第46条 この法人の公告は、電子公告による方法により行う。

第10章 雑則

（職員）

第47条 この法人の事務を処理するため、必要な職員を置く。

2. 職員は、理事会の承認を経て会長がこれを任免する。
3. 職員は、有給とする。

（書類及び帳簿の備付等）

第48条 この法人の主たる事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。

ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときはこの限りではない。

- (1) 定款
- (2) 会員の名簿
- (3) 役員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- (4) 財産目録
- (5) 資産台帳及び負債台帳
- (6) 会員総会及び理事会の議事に関する書類
- (7) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類

- (8) 役員等の報酬規程
 - (9) 事業計画書及び収支予算書
 - (10) 事業報告書及び計算書類
 - (11) 監査報告書
 - (12) 庶務日誌
 - (13) 官公署往復書類
 - (14) その他必要な書類及び帳簿
2. 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第49条第1項に定める規定によるものとする。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第49条 この法人は、公正で開かれた活動を促進するため、その活動状況、運営内容及び財産資料等を積極的に公開するものとする。

2. 情報公開に関する必要な事項は、理事会が別に定める。

(個人情報の保護)

第50条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2. 個人情報保護に関する必要な事項は、理事会が別に定める。

第12章 補則

(委任)

第51条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. この法人の最初の会長は、公益法人設立時の当協会代表者赤羽禮子とする。

3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。